様式第１号（第４条関係）

**日田市教育行政実施方針（案）について（概要）**

|  |
| --- |
| １．目的・理由日田市教育行政実施方針は、教育基本法第17条第２項に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、教育大綱で示された基本方針を実現するため、教育行政における具体的な取組を示すものです。現行の教育行政実施方針は、令和４（2022）年３月で計画期間が終了するため、上位計画である「第６次日田市総合計画」と整合性を図りながら、令和４年度から令和５年度までの２年間を計画期間とする「日田市教育行政実施方針（案）」を策定します。２．内容Ⅰ《市民と共に創る教育行政の推進》第１　市民と共に創る教育行政の推進Ⅱ《学校教育の充実》第１　「夢と誇りを持って、たくましく生きる力」を育てる学校教育の推進第２　安全で安心な学校づくりの推進Ⅲ《社会教育の充実》第１　市民の豊かな学びを支える社会教育の充実第２　誰もがスポーツに親しめる環境づくりⅣ《文化芸術の振興》　　第１　ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用　　第２　誰もが文化・芸術を親しみ、学べる環境づくり３．施行予定日令和４年４月１日 |